

事務所だより

第64号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ - 第14回 -

「給付基礎日額」
と「算定基礎日額」

先月に引き続き、労災保険給付の算定に欠かせない「給付基礎日額」と「算定基礎日額」について紹介します。

年齢による
限度額

療養を開始して一年六ヶ月を経過した方が受給する休業（補償）給付及び年金保険給付については、年齢階層別の最低・最高限度額を設けられています。（図）

この最低限度額及び最高限度額は、毎年、前年の「賃金構造基

賞与相当として

本統計調査の結果に基づき、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの分の休業給付基礎日額に適用されます。

社会復帰促進等事業として行われる特別支給金のうち、特別給与を基礎とする、いわゆるボーナス特別支給金の額の算定の基礎となるのが、算定基礎日額です。原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前一年間にその労働者

（図） 平成26年8月1日現在

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,463円	12,970円
20歳以上25歳未満	5,016円	12,970円
25歳以上30歳未満	5,570円	13,536円
30歳以上35歳未満	6,053円	16,148円
35歳以上40歳未満	6,458円	18,630円
40歳以上45歳未満	6,711円	21,414円
45歳以上50歳未満	6,636円	23,919円
50歳以上55歳未満	6,457円	25,123円
55歳以上60歳未満	5,862円	24,074円
60歳以上65歳未満	4,718円	19,333円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,948円
70歳以上	3,920円	12,970円

が事業主から受けた特別給与の総額を算定基礎年額として三百六十五で割って得た額です。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の三百六十五倍に相当する額）の二〇％に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の二〇％に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、百五十万円が限度額です。

なお、特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスな

障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

ど三か月を超える期間ごとに支払われる賃金です。臨時に支払われた賃金は含まれません。

「見える」「安全活動を！」

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化（イコール）「見える化」すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動と言います。

安全の「見える化」は決して難しいものではありません。どのような業種（事業場）にも簡単に導入することが出来ます。

その事業場にあった「見える化」を導入することで、危険認識や作業上の注意喚起をより分かりやすく周知することが出来ます。

例えば、段差や階段の多い社内でのヒヤリハット対策として、「段差注意！」の文字やイラスト入りの注意表示を掲示して、階段への注意を促すことで一定の効果が期待出来ます。

また、「見える化」によって、来訪者（外部）へ安全意識を共有してもらうきっかけとなります。

今まで職場に潜んでいた危険な箇所や危険な行為に気づくようになると、さらに安全

に就労するための「行動」を意識することにつながります。今年度厚生労働省が「『見える』安全活動コンクール」で公募している次の5つの「見える化」を参考にして、事業場に「見える化」を導入してみませんか。

- ①. 女性、高齢者、未熟練労働者の労働災害を防止するための「見える化」
- ②. 「転倒災害」を防止するための「見える化」
- ③. ①②以外で作業に潜む危険有害性情報の「見える化」
- ④. 二技術を利用した「見える化」
- ⑤. 安全衛生活動の「見える化」による労働災害防止以外の効果

十月の労務手続
「提出先・納付先」

一日～七日

- 全国労働衛生週間実施期間「みんなて進める職場の改善心とからだの健康管理」一〇日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）「労働基準監督署」
- 労働者死傷病報告の提出三十一日

最低賃金改正へ

◆京都府は16円増額

京都府下にある事業所が支払う賃金額の最低限度は、今年10月22日から現行の時間額773円から789円に改正されます（特定の産業には別途、産業別最低賃金が定められています）。現行と比較すると16円の増額です。

この最低賃金は、正社員はもちろん、パートやアルバイトを含むすべての労働者に対して適用されます。

最低賃金適用除外の対象労働者には、労働基準監督署への『特例許可申請』が必要です。許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

◆最低賃金の対象となる賃金は？

この最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本給はもちろん、各諸手当も対象となります。最低賃金の算出には、総支給額から次の賃金を除外してください。

- * 精皆動手当 * 時間外・休日・深夜割増賃金
- * 通勤手当 * 家族手当
- * 臨時に支払われる賃金（慶弔金等）
- * 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

◆勤務地で判断

本社はA県にあり、勤務地の支社（または営業所）がB県にある事業所や、派遣労働者で派遣元がC県、派遣先はD県のケースでは、最低賃金はどの都道府県の金額を適用するのでしょうか。

本社や派遣元の事業場の所在地にかかわらず、勤務地の支社（または営業所）や派遣先の事業場での最低賃金が適用されます。

つまり、このケースでは、支社（または営業所）のB県や派遣先のD県の最低賃金を適用します。

編集後記

この編集後記を書いた日は、終日、台風から変わった温帯低気圧の影響からでしょうか。夕方になっても、何とも言えないぬるい風が吹いていました。

先月号は事情によりお休みをさせていただきましたが、今月号より再開いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

- （休業四日未満、七月～九月分）「労働基準監督署」
- 労働保険料の納付（延納第2期分）「郵便局または銀行」
- 健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」